

日本学術会議法の改正

佐藤 晃一

日本学術会議会員、今治明德短期大学学長

すでに本会報でも紹介してきたように、日本学術会議の改革につき数年間の論議がなされ、この度一応の決着を見た。ホームページなどにも紹介されているところではあるが、概略の説明をいたします。

「経緯」

日本学術会議は、昭和24年(1949)1月に内閣総理大臣所轄の下に「特別の機関」として設立された。当初は登録された科学者による選挙によって210名(全国区、地方区)の会員が選出されたが、昭和58年日本学術会議法の大改訂があり第13期から大きく変革されて今日に至っている。それは、設立の理念、趣旨、目的などを変更したものではないが、特に会員推薦方式が登録学術研究団体を主体とするものとされた。

第17期にいたり、総合科学技術会議との関係などで議論が起こり、存続すら危ぶまれる状況が出来た。そこで政府は、日本学術会議の所属を内閣府から総理府に移して「在り方」を総合科学技術会議で検討することとした。(任命権者は従来どおり内閣総理大臣)日本学術会議でも、内部に「在り方検討委員会」を設置して鋭意検討に務め、第17期・18期を通じて特に「科学者コミュニティ」としての存在意義、重要性などの認識を確立するべく積極的に活動を展開した。その結果平

成15年2月26日には総合科学技術会議において「日本学術会議の在り方について」意見具申が行われたが、その概要は以下のものであった。

「日本学術会議の在り方について」[概要]

平成15年2月26日

I. 科学者コミュニティの果たすべき役割

- ・科学者の英知を結集→科学技術の進展を方向づけ
- 人類社会の課題への対処について助言
- ⇒ 期待される役割を果たし得る新しい日本学術会議を構築

II. 日本学術会議に求められる機能

- ① 政策提言機能
 - ・長期的・分野横断的・国際的な観点から、政府に対し科学的・中立的提言
- ② 科学に関する連絡・調整機能
 - ・我が国科学者の意見の集約と各国科学者との連携・交流
- ③ 社会とのコミュニケーション機能
 - ・科学技術活動に関する情報発信と社会の意見の吸収・反映

総合科学技術会議：直接に科学技術政策を形成

日本学術会議：科学者の意見を幅広く集約して政策提言

⇒ 役割を分担して我が国の科学技術

Ⅲ. 当面の改革案

- ① 会員選出：学協会が推薦⇒科学的業績等に基づき、会員が選出
- ② 部門：7部制⇒2～3部門に大括り化（新分野・融合分野に対応）
- ③ 運営体制：「総会主義」⇒理事会で機動的な意思決定
- ④ 連携体制：「連携会員」（仮称）の導入等で体制強化
⇒ 科学的水準の向上と機動的運営により、政府や社会に尊重される権威ある提言を可能に

Ⅳ. 設置形態の在り方

総合的に考慮

中立性・独立性・運営の柔軟性の確保、
欧米諸国の通例

我が国社会の状況等（提言等の社会的受け止め、寄付税制等）

- ① 国家的な設置根拠と財政基盤の保証を受けた独立法人とすることが理想像
- ② 当面「国の特別な機関」を維持しつつ改革推進
→ 10年以内に検討体制を設けて評価
⇒ 改革の進捗状況と社会状況を見極め、より適切な設置形態の在り方を検討

Ⅴ. 改革の推進

- ① 当面の改革（Ⅲ）を早急を実施
- ② 日本学術会議も体制を整え改革を推進
→ 科学技術活動の評価などの面で

「法の改正」

これらの論議の課程で特に重要視されたものが（理念・目的などの継承は当然のこととして）科学者の地位・組織の中立性・独立性・国際性などの観点であったが、結果として「科学者コミュニティの意義」「国の特別な機関としての位置づけ（内閣府）」が総合科学技術会議において認められたものである。

第18期の会期中には日本学術会議法の改正にまで至らず、従来法により第19期会員が選出されたが（2003年7月22日～）、平成16年2月に「日本学術会議法の一部を改正する法律」が成案を見、順調にいけば3月に国会で承認され、平成17年10月1日から施行されることとなっている。

「日本学術会議法の一部を改正する法律」[概要]

平成16年2月

1. 会員制度の改革

(1) 会員選考方法の変更

個別の学協力の利害にとらわれない政策提言を行うことができるよう、会員選考方法を登録学術研究団体を基礎とした推薦制から、日本学術会議が会員候補者を選考する方法に変更（初回のみ日本学術会議会員候補者選考委員会による選考）

(2) 定年制の導入・再任の禁止

会員構成の硬直化・高齢会員の増加による組織活動の停滞を避けるため、70歳定年制を導入、任期を3年（現行：3回まで再任可）から6年に延長する代わりに再任を禁止する

(3) 半数改選制の導入

会議としての継続性の確保のため、全会員の一斉改選から3年ごとの半数会員の改選に変更する

2. 内部組織の改革

(1) 部の大括り化

新分野・融合分野の出現に柔軟・的確に対応できるよう、現行の7部制を「人文科学、生命科学、理学及び工学」の各分野を中心とする3部制に改組する

(2) 連携会員の新設

緊急の課題や新たな課題を調査審議するなど、会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う連携会員を新設する

(3) 幹事会の設置

機動的な活動を確保し、総会主義の弊害の排除のため、現行の運営審議会を幹事会に改組し、職務・権限の一部の委任を可能にする

(4) 副会長の増員

会長の補佐機能を強化し、国際交流・協力に対応するため、副会長一人を増員する

3. 内閣府への移管

内閣総理大臣の下、総合科学技術会議と連携して我が国の科学技術の推進に寄与

4. 施行日

平成17年10月1日

ただし、初回会員（第20期）の選考は「公布の日」（平成17年10月1日）

内閣府への移管は平成17年4月1日と予

定されている。

以上のように6年越しともいえる日本学術会議改革は一応の結論を見たが、10年後に再評価されることとなっており「実績ある活動」が求められている。会員数は従来同様210名程度と考えられているが、従来の研究連絡委員会（委員数約1,800名）が廃止される代わりに、2,100人程度の連携会員制度が新設され、会員と同様な働きをすることとなった。身分的なものや選出方法などはまだ未定であるが、日本学術会議でかねて主張してきた会員数2,500名の科学者コミュニティには近づいたものといえる。なお、かねて論議の的になってきた総合科学技術会議との関係は、「車の両輪」論（左右なのか？前後なのか？）として；

日本学術会議：科学者の意見を幅広く集約して政策提言

総合科学技術会議：直接に科学技術政策を形成

と整理され、共に内閣府にあって内閣総理大臣直轄の機関とされた。

今後は特に外国にある科学アカデミーとの交流の重要性が増大すると考えられているが、日本ではSCIENCE ACADEMYは「日本学士院」であり、「日本学術会議」はSCIENCE COUNCILとなっている点で従来交流(文書)の混乱が指摘されてきた。

(日本学士院は実質的にアカデミー的交流機能が低い)しかしながらこのところは、今後実績的評価を高める(現実に海外の科学アカデミーは会長などの個人的つながりで交流する機会が多い)ことで対応することとなっている。

〔注記〕

「日本学術会議法の一部を改正する法

律案」は、衆議院（平成16年3月23日）、参議院（平成16年4月7日）両本会議において満場一致で可決され、平成16年4月14日公布（施行）された。

「農学分野の対応」

今回の改訂により、「第6部（農学）」がなくなって「第2部（生命科学）」に包括されることとなる。（実はこの記述は実は正しいものではない。）新制度では選ばれた会員が「第1部（人文科学）」「第2部（生命科学）」「第3部（理学及び工学）」のいずれに所属するかを自分で決定することになっているのである。しかしながら、現実に出選された「現・農学系」の会員がバラバラに自分の所属を決めた場合に果たして筋の通った活動ができるのか（210名の会員は執行部的な存在と考えられており、特定の分野のために活動するものではないが）、特に実績の求められる今後の活動において、後述の課題ごとに連携会員と協同して社会（農学関係）に求められる回答を提出できるのかを考えると、やはり何らかの特定のグループに所属することが望ましいのではないかというのが部会（第19期）での論議なのであって、「農学」は「生命科学」であると、将来を見据えて考えるのである。

（すでに東京大学大学院では、先の改組に際して「農学生命科学研究科」を標榜している）

次に、従来専門別に形成されて活動してきた「研究連絡委員会」が廃止されることへの対応が問題となる。この件は、実はすでに第18期において組織制度常置委員会で問題提起がなされ、第4部（理学）、第5部（工学）などでは素早い行動が（専

門別研連から課題別研連ないし委員会への移行）とられていた模様であるが、残念なことに第6部では情報に疎く、全くこのような検討がなされなかった経緯がある。そこで、遅ればせながらではあるが第6部会として次のような行動を申し合わせている。

すなわち、研連の改称などは今更できないが、課題別の専門委員会をできるだけ多く発足し、活動実績によって「農学分野」で抱えている「課題」を広く「認知」してもらうことである。そのことが、第20期において「課題」となり、「連携会員」が活躍する「場」となることを期待することとした次第である。（残念ながら、あくまでも「期待」である）

そこで、まず第6部全体として数件の課題を会員からの提案募集により決定し、各研連から1ないし数名の委員を拠出して専門委員会を形成する（形式的にはいずれかの研連の傘下としなければならない）。そのほか、各研連では独自に、あるいは数研連が協力して課題を摘出し、委員を拠出して専門委員会を創出する。この場合、日本学術会議会員ならびに研連委員は、3つまで研連ないし専門委員会の委員に所属することができることになっているが、旅費はいずれか1のところ（年間3回程度の会議出席）しか受け取ることはできない。（あとは自己負担となる）ただ、このようにしてでも、第20期に農学関係の課題が引き継がれるような努力を惜しまないことが必要と考えている。

以上の結果、第6部として4課題について専門委員会を設立する予定となっており、さらに各研連でもそれぞれに課題を

設定して専門委員会を申請するべく検討を進めているのが現状である。

ここに、2月16日の部会で決定された4課題の専門委員会は以下で、26研連中25研連から合計56人が抛出席することとなった；

「農業生産の革新」専門委員会（13人：

土壌・肥料・植物栄養学研連）

「食と農の安全体系」専門委員会（17人：獣医学研連）

「都市・農山漁村パートナーシップ」専門委員会（14人：農業総合科学研連）

「流域圏生物システム再構築」専門委員会（12人：自然保護研連）

